

令和2年4月吉日

居宅介護支援事業所  
高齢者支援センター 各位

町田市ケアマネジャー連絡会  
会長 齋藤 秀和

新型コロナウイルスにともなう、通所サービスの臨時的な取扱いについて  
《介護保険最新情報Vol.779(第4報)問1》

標題の件につきまして、町田市役所介護保険課、通所事業所連絡会、ケアマネジャー連絡会にて協議を行いました。居宅介護支援事業所、高齢者支援センターにおかれましては、感染拡大防止と適切なケアマネジメントの観点からご周知くださいますよう、お願い申し上げます。

第4報では、先に通知のありました第2報の取扱いに加え、感染拡大防止の観点から利用者の希望に応じて、①通所サービス事業所における通常のサービス提供と、②当該通所サービスの事業所職員による利用者の居宅への訪問によるサービス提供の両方を適宜組み合わせる場合も、同様の取扱いが可能である事が示されています。

通所サービスの臨時的な取扱いにつきましては以下に留意し、適切なケアマネジメントのもとに運用くださいますよう、お願いいたします。

- ① 居宅介護支援事業所、通所サービス事業所双方のアセスメントにより、訪問によるサービスの必要性が確認できること。
- ② 感染の拡大防止に資する「臨時的取扱い」である事を理解し、利用者ならびに家族の希望が確認できること。
- ③ 通所サービススタッフの訪問により、感染症を持ち込むリスクが少なからずある事について、利用者ならびに家族が理解していること。
- ④ ①～③について、居宅介護支援事業所、通所サービス事業所とも支援経過記録に残すこと。

連日の報道にもありますように、今般の新型コロナウイルスによる影響は中長期的に続いていくものと思われる、サービス提供事業所との協議検討機会も拡大していく事が予測されます。

ケアマネジャーの皆さまにおかれましては、提供事業所の体制、運営方針等へ十分配慮し、双方事業所の合意の上に適切なケアマネジメントを展開くださいますよう、お願い申し上げます。

あわせて、通所サービス事業所の休業も完全には否定できない状況となっています。家族によるサポート、代替サービスについて相応の備えをお願いします。

本通知は町田市が指定権者である地域密着型通所事業において、臨時的な取扱いを実施する際に推奨される運用手段となります。指定通所介護等、都道府県が指定権者となる事業において実施する際の留意点については、別途、指定権者へご確認くださいませようお願い致します。